

令和 7 年度

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

備前堀幹線管水路附帶施設補足設計業務

特別仕様書  
(当初)

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

項目	内容
第1章 総 則 (適用範囲)	
第1-1条	那珂川沿岸農業水利事業（二期）備前堀幹線管水路附帯施設補足設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的)	
第1-2条	本業務は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき実施する工事に利用するため、備前堀幹線水路における管水路附帯施設（進入工、排泥施設、末端流量計室）整備のための補足設計を行うものである。
(場所)	
第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、茨城県水戸市柳町地先ほかに位置し、別添施行位置図に示すとおりである。
(土地への立入り等)	
第1-4条	作業実施のための土地立入等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査)	
第1-5条	<p>(1) 別紙1に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>(2) 第三者照査の企業に要求される資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</li> <li>2) 関東農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。</li> <li>3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</li> <li>4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</li> <li>5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①資本関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)親会社と子会社の関係にある</li> <li>(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある</li> </ul> </li> <li>②人的関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</li> <li>○照査技術者と同等の技術者資格を有する者</li> </ul> <p>(4) 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p>

項目	内容														
	<p>(5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>(8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p>														
(一般事項) 第1-6条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与える、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p>														
(管理技術者) 第1-7条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技 術 士</td> <td>総 合 技 術 監 理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農 業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博 士</td> <td>農 学</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>シ ピ ル コンサルティングマネージャー</td> <td>農 業 土 木</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技 術 士	総 合 技 術 監 理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	博 士	農 学	-	シ ピ ル コンサルティングマネージャー	農 業 土 木	-
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技 術 士	総 合 技 術 監 理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
博 士	農 学	-													
シ ピ ル コンサルティングマネージャー	農 業 土 木	-													
(照査技術者) 第1-8条	<p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p>														

項 目	内 容		
	資 格	技 術 部 門	選 �chio 科 目
(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	技 術 士	総 合 技 術 監 理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
		農 業	農業土木、農業農村工学
	博 士	農 学	-
	シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	-
(担当技術者) 第1-9条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。		
(配置技術者の確認) 第1-10条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。		
(保険加入) 第1-11条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 パイプライン（令和3年6月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。		
(対象施設・設計条件) 第2-2条	対象施設と設計作業における条件は次のとおりであり、令和6年度に実施した地質調査結果等を踏まえて既往実施設計の補足検討を行うものである。 なお、進入工、排泥施設については別紙3に示す支給品を利用することを基本として検討するものとする。 また、末端流量計室の配置計画については、既設配管位置を試掘調査した上で検討することとする。試掘調査は、試掘箇所を決定後、当該業務に変更追加する。  (1) 進入工 1) 設置目的 備前堀揚水機場から国道51号線横断サイホンまでの備前堀幹線管水路区間の維持管理用として新規設置するもの。  2) 設計区間 NO.2+19.75～NO.2+23.75付近（開水路測点：NO.2+20.7R付近）		

項目	内 容															
	<p>3) 構 造 鋼製異形管 (SP、<math>\phi</math> 1350mm、PC管受口加工フランジT字管とPC管挿口加工短管の鋼継輪接合、L=4.0m)</p> <p>(2) 排泥施設</p> <p>1) 設置目的 備前堀幹線管水路の下流区域（8号分水工～10号分水工）に排泥施設を2箇所新規設置するものであり、管理施設として監査工（進入工）の機能を兼ねる。</p> <p>2) 設計区間 1号排泥工：R2N0.53+9.068付近（8号～9号分水工中間地点） 2号排泥工：10R4N0.1+9.0付近（10号分水工上流地点）</p> <p>3) 構 造 1号排泥工：鋼製異形管 (SP、<math>\phi</math> 1000mm、PC管受口加工フランジT字管とPC管挿口加工短管の鋼継輪接合、排泥管径 <math>\phi</math> 300mm、L=4.0m) 2号排泥工：鋼製異形管 (SP、<math>\phi</math> 900mm、PC管受口加工フランジT字管とPC管挿口加工短管の鋼継輪接合、排泥管径 <math>\phi</math> 250mm、L=4.0m)</p> <p>4) 排水方式 1号排泥工：二槽式、コンクリート二次製品（箱型マンホール） 2号排泥工：二槽式、コンクリート二次製品（箱型マンホール）</p> <p>(3) 末端流量計室</p> <p>1) 設置目的 備前堀幹線管水路の10号分水工以降下流地区への送水量 (<math>Q=0.532\text{m}^3/\text{s}</math>) の把握を目的とした量水施設（流量計）を新規設置するもの。</p> <p>2) 設計区間 10R4N0.6付近</p> <p>3) 構 造 管体：DCIP (K形) <math>\phi</math> 900mm L=6.0m、超音波流量計 弁室：コンクリート二次製品（箱型マンホール）</p> <p>(貸与資料) 第2-3条</p> <p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計</td><td>令和3年度 水管理施設補足設計業務 報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>設計</td><td>令和4年度 備前堀幹線管水路附帯施設実施設計その他業務 報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>測量</td><td>令和元年度 備前堀幹線水路測量他業務 報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>工事</td><td>令和6年度 備前堀幹線管水路附帯施設改修工事（地質調査含む） 報告書</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(貸与資料の取扱い) 第2-4条</p> <p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>	分類	貸 与 資 料	数量	設計	令和3年度 水管理施設補足設計業務 報告書	1式	設計	令和4年度 備前堀幹線管水路附帯施設実施設計その他業務 報告書	1式	測量	令和元年度 備前堀幹線水路測量他業務 報告書	1式	工事	令和6年度 備前堀幹線管水路附帯施設改修工事（地質調査含む） 報告書	1式
分類	貸 与 資 料	数量														
設計	令和3年度 水管理施設補足設計業務 報告書	1式														
設計	令和4年度 備前堀幹線管水路附帯施設実施設計その他業務 報告書	1式														
測量	令和元年度 備前堀幹線水路測量他業務 報告書	1式														
工事	令和6年度 備前堀幹線管水路附帯施設改修工事（地質調査含む） 報告書	1式														

項目	内容																																	
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。</p> <p>なお、作業の詳細は別紙2に示す作業項目内訳表に『○』印で示すものとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 現地調査</td><td>1式</td><td>別紙作業項目内訳表参照</td></tr> <tr> <td>2. 資料の検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 進入工の補足検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 排泥施設の補足検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>5. 末端流量計室の補足検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>6. 数量計算</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>7. 概算工事費積算</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>8. 総合検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>9. 照査</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>10. 点検とりまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	1. 現地調査	1式	別紙作業項目内訳表参照	2. 資料の検討	1式		3. 進入工の補足検討	1式		4. 排泥施設の補足検討	1式		5. 末端流量計室の補足検討	1式		6. 数量計算	1式		7. 概算工事費積算	1式		8. 総合検討	1式		9. 照査	1式		10. 点検とりまとめ	1式	
作業項目	数量	備考																																
1. 現地調査	1式	別紙作業項目内訳表参照																																
2. 資料の検討	1式																																	
3. 進入工の補足検討	1式																																	
4. 排泥施設の補足検討	1式																																	
5. 末端流量計室の補足検討	1式																																	
6. 数量計算	1式																																	
7. 概算工事費積算	1式																																	
8. 総合検討	1式																																	
9. 照査	1式																																	
10. 点検とりまとめ	1式																																	
(設計作業の留意点) 第3-2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 <a href="https://www.nn-techinfo.jp">https://www.nn-techinfo.jp</a>を参照。</li> <li>・新技術情報システム（NETIS）は、 <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a>を参照。</li> </ul> <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事工種の体系化」は、 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a>を参照。</li> </ul>																																	
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	<p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p>																																	

項目	内容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	<p>(1) 業務確認会議          業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂を会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。          ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。          ①設計条件・前提条件          ②業務計画の妥当性          ③スケジュール          ④設計変更内容          ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等          イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査          管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施          業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。          また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。          受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア          受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC番号リスト）」（URL  <a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</li> <li>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</li> </ol> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</li> <li>2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データ</li> </ol>

項目	内容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>の作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL (<a href="https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php">https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php</a>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ（基本条件整理段階） 第3回 中間打合せ（計画・設計段階） 第4回 中間打合せ（細部設計段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>茨城県水戸市中河内町960-1 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所</p>

項目	内 容
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合</li> <li>(2) 第2-2条に示す試掘を追加する場合</li> <li>(3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合</li> <li>(4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合</li> <li>(5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</li> <li>(6) 履行期間の変更が生じた場合</li> <li>(7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合</li> <li>(8) 設計にあたり測量、地質調査の必要が生じた場合</li> <li>(9) その他</li> </ul>
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1（第1-5条、第4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の5を乗じ て得た額

別紙2【備前堀幹線管水路附帯施設補足設計業務 作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	単位	作業
			当初
1. 現地調査	本業務の実施に必要な現地調査を行う。	1式	○
2. 資料の検討	進入工、排泥施設、末端流量計室の施工計画等補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	○
3. 進入工の補足検討	新規進入工（支給品：鋼製異形管）について、令和6年度に実施した地質調査（RB-1）の結果や資機材搬入箇所の条件等を踏まえた基礎構造の検討及び施工計画について検討を行うとともに、仮設計画の詳細計画図を作成する。なお、仮設構造物については、構造検討を含むものとする。	1式	○
4. 排泥施設の補足検討	管理用の進入工を兼ねた新規1号排泥工及び新規2号排泥工（支給品：鋼製異形管、箱型マンホールによる二槽式排水工）について、令和6年度に実施した地質調査（RB-2及びRB-3）の結果を踏まえ基礎構造の検討及び施工計画について検討を行うとともに、仮設計画の詳細計画図を作成する。なお、仮設構造物については、構造検討を含むものとする。	1式	○
5. 末端流量計室の補足検討	10号分水工以降下流地区への送水量把握を目的とした量水施設の新設について、令和6年度に実施した地質調査（RB-3）の結果及び既設配管位置確認のための試掘調査結果（試掘箇所を決定後、当該業務に変更追加予定）を踏まえ、基礎構造の検討及び配置計画、施工計画について検討を行うとともに、仮設計画の詳細計画図を作成する。なお、仮設構造物については、構造検討を含むものとする。	1式	○
6. 数量計算	作業項目3.～5.について、詳細数量計算を行う。	1式	○
7. 概算工事費積算	作業項目3.～5.について、各工種の主要単価を作成し、概算工事費を算定する。なお、別紙2に示す進入工及び排泥施設に係る資材の一部については支給品扱いとする。	1式	○
8. 総合検討	上記の作業について総合的に検討する。	1式	○
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	○
10. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	○

別紙3 【支給品一覧表】

使用箇所	番号	名 称	規 格	単 位	数 量
新規進入工	1	1F片PC受け口片プレーンエンドT字管	1350A×10t×2200L×600A×6t×1000H	台	1
	2	片PC挿し口片プレーンエンド短管	1350A×10t×1600L	台	1
	3	二つ割バンド	φ1350	台	1
	4	フランジ蓋	φ600	台	1
	5	浮上防止金具	φ1350	台	4
	6	PC管ゴムリング	1350A用	個	1
新規1号排泥工	1	2F片PC受け口片プレーンエンドT字管	1000A×8t×2300L×600A×6t×800×300A×6.9t	台	1
	2	片PC挿し口片プレーンエンド短管	1000A×8t×1500L	台	1
	3	二つ割バンド	φ1000	台	1
	4	フランジ蓋	φ600	台	1
	5	両F短管	300A×6.9t×993L	台	1
	6	両F曲管	300A×6.9t×417/457×90°	台	1
	7	スティフナー付き両F短管	300A×6.9t×1286L	台	1
	8	片F短管	300A×6.9t×900L	台	1
	9	伸縮可とう管 2F 低圧用	300A×900L	台	1
	10	フランジアダプター短面間	300A×215L	台	1
	11	PC管ゴムリング	1000A用	個	1
	12	φ1000 鋼管	巾300 NHB300	セット	2
	13	マンホール(基礎ブロックB)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	14	マンホール(基礎ブロックMB9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	15	マンホール(中間ブロックM6)	内空1500×1500 高さ600	基	1
	16	マンホール(中間ブロックMK9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	17	マンホール(頂版S6)	内空1500×1500 高さ300	基	1
1号排泥柵	18	マンホール(調整リングCMR60-5)	φ600 高さ50	基	1
	19	マンホール(基礎ブロックB)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	20	マンホール(基礎ブロックMB9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	21	マンホール(中間ブロックM6)	内空1500×1500 高さ600	基	1
	22	マンホール(中間ブロックMK9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	23	マンホール(頂版S6)	内空1500×1500 高さ300	基	1
	24	マンホール(調整リングCMR60-5)	φ600 高さ50	基	1
新規2号排泥工	1	2F片PC受け口片プレーンエンドT字管(新規2号排泥工)	900A×7t×1900L×600A×6t×800×250A×6.6t	台	1
	2	片PC挿し口片プレーンエンド短管	900A×7t×1900L	台	1
	3	二つ割バンド	φ900	台	1
	4	フランジ蓋	φ600	台	1
	5	両F短管	250A×6.6t×1269L	台	1
	6	両F曲管	250A×6.6t×381/326×90°	台	1
	7	スティフナー付き両F短管	250A×6.6t×1060L	台	1
	8	片F短管	250A×6.6t×910L	台	1
	9	伸縮可とう管 2F 低圧用	250A×900L	台	1
	10	フランジアダプター短面間	250A×215L	台	1
	11	PC管ゴムリング	900A用	個	1
	12	マンホール(基礎ブロックB)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	13	マンホール(基礎ブロックMB9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	14	マンホール(中間ブロックMK9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	15	マンホール(頂版S6)	内空1500×1500 高さ300	基	1
	16	マンホール(調整リングCMR60-10)	φ600 高さ100	基	1
2号排泥柵	17	マンホール(基礎ブロックB)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	18	マンホール(基礎ブロックMB9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	19	マンホール(中間ブロックMK9)	内空1500×1500 高さ900	基	1
	20	マンホール(頂版S6)	内空1500×1500 高さ300	基	1
	21	マンホール(調整リングCMR60-10)	φ600 高さ100	基	1